

(その1)

収支報告書

令和04年分
開催分

(ふりがな) ぜいりしによるおおつかこうへいこうえんかい

1 政治団体の名称 税理士による大塚耕平後援会

2 主たる事務所の所在地 名古屋市中区栄3丁目27番地33
(アパート・マンション名) ロータリーマンション栄ビル2階

3 代表者の氏名 (姓) (名)
久野 耕嗣

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
岩田 久美子

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項
<input type="checkbox"/> 政党の支部	規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名 (姓) (名)
久納 幹史

(電話) 052-262-5608

(電話)

(電話)

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
公職の種類	
(現職・候補者の別)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	(姓) (名)

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者(姓) (名)	
の氏名	大塚 耕平
公職の種類 参議院議員	
(現職・候補者の別) (現職)	
公職の候補者(姓) (名)	
の氏名(2人目)	
公職の種類	
(現職・候補者の別)	
公職の候補者(姓) (名)	
の氏名(3人目)	
公職の種類	
(現職・候補者の別)	



資金管理団体の指定の期間	
	から
	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
	から
	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	480,841	✓
(前年からの繰越額)	180,839	✓
(本年の収入額)	300,002	✓
支 出 総 額	111,803	✓
翌年への繰越額	369,038	✓

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	300,000	✓
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	300,000	✓
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	300,000	✓

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	1 件 10 万 円 未 満 の も の		2
	合 計		2

(その7)

行番号	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		3. 政治団体	
	寄附者の氏名(又は名称)	金額	年月日	住所(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考	
1	名古屋税理士政治連盟	250,000	R4/6/30	名古屋市千種区覚王山通8-1	菱田 裕之		
2	名古屋税理士政治連盟千種支部	50,000	R4/12/20	名古屋市千種区春岡1-5-6 201	井川 源太郎		
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
	その他の寄附	0					
	合計	300,000					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費			
(2) 光 熱 水 費			
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費			
(4) 事 務 所 費	20,501	/	
小 計	20,501	/	0
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	91,302	/	
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0		0
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣 伝 事 業 費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ そ の 他 の 事 業 費	0		
(4) 調 査 研 究 費	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	91,302	/	0
合 計	111,803	/	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費 /	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	政治資金監査費用 /	15,000	R4/1/14	近藤 実晴 /	名古屋市中川区昭和橋1-27, 306,	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	5,501				
	合 計	20,501 /				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	研修会費	
					支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	研修会会場費	45,660	R4/9/8	アイラック愛知㈱	名古屋市中村区名駅4-4-38	
2	研修会会場費	15,500	R4/9/8	新丸ビルコンファレン ススクエア	東京都千代田区丸の内1-5-1	
3	研修会FAX送信料	18,156	R4/12/20	久納事務所	名古屋市中区栄3-27-33	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	2,700				
	合 計	82,016				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分		1. 組織活動費	
					総会費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	9,286				
	合計	9,286				

(注1) 「項目別区分」下段の欄は、上段の項目に対する小分類を記載して下さい。

(注2) 5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に明細を記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その他の支出」に一括してその合計金額を記載して下さい。

(注3) 「領収書等を徴し難かったもの」の欄は、領収書等を徴し難かった場合に「領収書等を徴し難かった支出の明細書を作成する」を、振込の場合は「振込明細書に係る支出目的書を作成する」を指定して下さい。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5年 1月 21日

政治団体の名称 税理士による大塚耕平後援会

会計責任者の氏名 岩田 久美子 /



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

(印)

政治資金監査報告書

令和5年1月21日

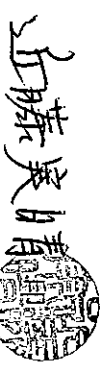
税理士による大塚耕平後援会

代表 久野耕嗣 殿

登録政治資金監査人

登録番号 第696号

研修了年月日 平成21年6月16日



1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、税理士による大塚耕平後援会の令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、税理士による大塚耕平後援会の主たる事務所では、作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であり、大塚耕平議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施するので、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると近藤実晴が判断したので、名古屋市中区泉1丁目9番28号のかつば園菜館において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表されれていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

税理士による大塚耕平後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、税理士による大塚耕平後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上